

経済負担増す法曹への道

司法修習生に対する給費制が本年 11 月 1 日をもって廃止されようとしている。

わが国においては、法曹（裁判官・検事・弁護士）になるためには、まず司法試験に合格しなければならない。その司法試験は、従来は 1 次試験と 2 次試験に分かれており、前者は教養試験で大学での教養課程を修了すれば免除され、後者が法律関係の試験で、これが一般的に「司法試験」といわれているものであった。

この 2 次試験は何度でも受験できたため、受験生は他の職業に就いたり、アルバイトをしながら受験できた。わたしもその一人であったが、おそらく受験生の半数以上は生活費の全部または一部を自ら働いて得ていたであろう。合格すると、裁判・検察・弁護の実務研修のための司法修習を経て、法曹として実務に就くことになるのであるが、この修習は、法曹の卵たちが生の事件に接して人生の機微や多様な考え方を学び、あるいは先輩法曹に接する中でその後の法曹としての生き方を決定するほど重要なものである。従って、この期間は修習に専念させるため国家公務員の初任給程度の給与が支払われていた。

しかし、法曹養成制度が大幅に改革され、平成 18 年から司法試験の受験資格として原則として 2 年（法律既習者）ないし 3 年（法律未習者）の法科大学院の卒業が義務付けられ、さらに受験回数も卒業 5 年以内に 3 回と制限されることになった。しかし、法科大学院のカリキュラムの中では、アルバイトなどをする時間的余裕はまったくない。また、学費だけでも年間 100 万円前後に上り、これに生活費を加えると法科大学院に通うだけで少なくとも年間 300 万円が必要となる。ちなみに、昨年の司法試験総合格者に対するアンケート結果では、53%が奨学金や教育ローンを借りており、平均借入額は 318 万円、最高は 1200 万円であった。

合格者の司法修習期間は現在は1年間であるが、昨年の合格者までは給費制であったものが本年11月からはこれが廃止され、月額23万～28万円の貸与制となる。このことは、平成23年以降に司法修習を終了する人の53%以上は平均594万円以上の借金を抱えて法曹としてのスタートを切らなければならないことになる。他方、医師の場合、新卒医には2年の臨床研修が義務付けられているが、国庫から研修機関に対して臨床研修医学補助金が支払われ、その手当がされている。

そもそもこのたびの法曹養成制度の改革の目的は、法学部出身者以外からも優れた資質を備えた多様な人材に法曹資格を与え、社会のニーズに応えようとしたものであった。しかし、法科大学院が開設された平成16年の入学者のうち社会人の入学者は48.4%であったのに対し、平成20年は29.8%に減少している。また、今後法曹を目指そうとする学生の中にも経済的事情のみにより、これを断念せざるを得ない者も増えてくるであろう。少なくともわたしがこの状況に置かれていたならば、法曹への道はいち早く断念していた。

このまま司法修習生の給費制が廃止されることになると、法科大学院生の経済的負担とあいまって、経済的に余裕がない人は法曹への道を閉ざされるという不平等がまかり通ることになり、このたびの司法改革の目的も幻に終わることになるだろう。

【平成22年9月7日 静岡新聞 朝刊 掲載】